

匝瑳市行政改革大綱

(平成23年度版)

平成23年3月

匝 瑳 市

1 はじめに ～これまでの行政改革をふりかえって～

匝瑳市では、平成18年1月23日の市町合併後の同年12月に「匝瑳市行政改革大綱」を策定し、平成22年度まで5か年にわたり行政改革を推進してきました。

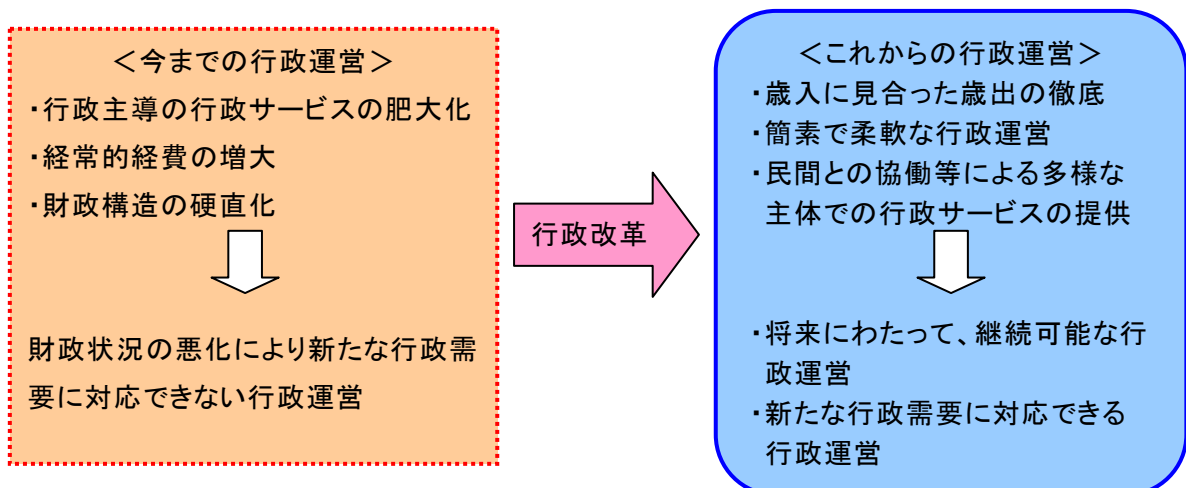
大綱では、行政と民間の役割を明確化した上で、市税等の歳入の確保に努め、徹底した歳出の削減に取り組むとともに、施策の執行方法として民間との協働を推進することなどにより危機的な財政状況を回避し、『少子高齢化対策などの新たな行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な行政運営への転換』を行政改革の目的とし、その実現に向けて改革に取り組んできました。

改革の推進項目は、①定員管理及び給与の適正化並びに組織機構の見直し、②事務事業の見直し等、③民間委託等の推進、④第三セクター等の見直し、⑤財政の健全化、⑥市民参加による開かれた行政の推進、⑦市議会の自主的な取り組み、といった7つの分野における54項目を掲げました。

このうち、平成21年度までの推進状況は、54項目中41項目(75.9%)が実施済み又は一部実施済みで、経費等の削減実績は約17億円に及び、特に人件費の削減の面では、大きな成果を上げてきたところです。

しかし、その一方で、推進項目の一部には達成し得なかったものも残され、13項目(24.1%)が未達成の項目となっており、今後の検討課題となっています。

☆☆☆☆☆☆ 行政改革(平成18年策定)による行政運営の転換のイメージ ☆☆☆☆☆☆



2 平成18年度～21年度の推進状況

これまでの行政改革における平成18年度～21年度の推進状況は、次のとおりです。

<分野ごとの推進項目数、実施数、達成率>

分 野	項目数	実施数	達成率
①定員管理及び給与の適正化並びに組織機構の見直し	13	12	92.3%
②事務事業の見直し等	7	5	71.4%
③民間委託等の推進	6	3	50.0%
④第三セクター等の見直し	9	8	88.9%
⑤財政の健全化	10	8	80.0%
⑥市民参加による開かれた行政の推進	8	4	50.0%
⑦市議会の自主的な取り組み	1	1	100.0%
合 計	54	41	75.9%

<年度ごとの削減額、実施項目数、達成率（※達成率は累積）>

	削減額	実施項目数	達成率（累積）
平成18年度	267,313,600円	15項目	27.7%
平成19年度	769,238,810円	18項目	61.1%
平成20年度	393,154,895円	5項目	70.4%
平成21年度	288,611,177円	3項目	75.9%
合 計	1,718,318,482円	41項目	75.9%

※実施項目数には、一部実施を含みます。

3 平成18年度～21年度の主な取組状況

これまでの行政改革における平成18年度～21年度の主な取組状況は次のとおりです（※一部、平成22年度の取組状況を含みます。）。

(1) 定員管理及び給与の適正化並びに組織機構の見直し

ア 定員管理

- 職員数を次のとおり抑制。

→ 平成18～21年度合計▲9億9,475万円（病院医療職を除く）

時点	職員数	削減数	削減率
平成18年4月1日	390人	—	—
平成19年4月1日	377人	▲13人	▲3.3%
平成20年4月1日	364人	▲13人	▲3.4%
平成21年4月1日	352人	▲12人	▲3.3%
平成22年4月1日	338人	▲14人	▲4.0%
合計		▲52人	▲13.3%

イ 給与の適正化

- 平成18年度において収入役を非選任。 → ▲1,032万円

※平成19年度からは地方自治法の改正により収入役制度を廃止。

- 平成19年度から期末勤勉手当の基礎額の役職加算率を10%削減。
→ 平成19～21年度合計▲2,530万円

- 平成19年度から管理職手当を10%削減。
→ 平成19～21年度合計▲2,454万円

- 時間外勤務手当の支給額を削減（医師を除く）。平成17年度7,241万円から平成21年度5,211万円とした。 → ▲2,030万円

- 平成19年度から社会福祉業務手当など11手当を廃止（25→14）、薬剤散布汚物取扱手当など6手当の支給額を減額（医師を除く）。

→ 平成19～21年度合計▲1,522万円

- 市長、副市長、教育長の給料月額及び期末手当を次のとおり削減。

→ 平成18～21年度合計▲1,445万円

区分	平成18年度		平成19・20年度		平成21年度		平成22年度	
	給料	期末	給料	期末	給料	期末	給料	期末
市長	▲5%	▲10%	▲10%	▲10%	▲20%	▲10%	▲20%	▲10%
副市長	▲5%	▲10%	▲10%	▲10%	▲15%	▲10%	▲10%	▲10%
教育長	▲5%	▲10%	▲10%	▲10%	▲10%	▲10%	▲10%	▲10%

ウ 組織機構の見直し

- 効率的な事務執行を図るため、本庁と支所の役割を見直し、平成20年4月に支所の室を6室から3室へ統合し、さらに平成22年4月に3室を廃止。

(2) 事務事業の見直し等

- 平成19年度に投票区を統合し、19投票区を15投票区へ。
- 平成19年度から大型市バス（50人用）を廃止。
→ 平成19～21年度合計▲1,940万円
- 平成20年4月1日、米倉分校を八日市場小学校に統合。
- 平成22年4月1日、飯高小学校を八日市場小学校に統合。

(3) 民間委託等の推進

- 平成18年9月からコミュニティセンター（9施設）、養護老人ホーム及び心身障害者福祉作業所に、平成21年4月からふれあいパーク八日市場に指定管理者制度を導入。
- 平成22年4月から養護老人ホームを社会福祉法人へ譲渡し、民営化へ。
→ ▲1,000万円
- 平成20年度から学校用務員を全面委託。
→ 平成20・21年度合計▲1,743万円
- 平成21年度から市バスの運転業務を全面委託。 → ▲656万円

(4) 第三セクター等の見直し

- 平成19年2月、「匝瑳市土地開発公社情報公開規程」及び「匝瑳市土地開発公社個人情報保護規程」を制定（平成19年4月1日施行）。
- 平成18年度にふれあいパーク八日市場有限会社に対し、市の情報公開制度に準じた情報公開制度の導入を要請。
- 市民病院において、清掃業務委託・診療材料共同購入等により経費を削減。
→ 平成18～21年度合計▲5,068万円

(5) 財政の健全化

- 未利用市有地の売却 → 平成18～21年度合計5,449万円
- 広報そうさ、ホームページ、市内循環バスに広告を掲載
→ 平成20・21年度合計143万円
- 平成19年度予算から「枠配分方式」を導入し、事務事業を見直し。
→ 平成19～22年度合計▲1億8,300万円

(6) 市民参加による開かれた行政の推進

- パブリック・コメントを実施するための「匝瑳市パブリックコメント制度に関する指針」を制定。平成21年4月1日から施行。
- 本市における情報化の推進と情報セキュリティ対策に関し総合的かつ計画的に推進するため匝瑳市情報化推進委員会を設置し、行政と地域の情報化を総合的に計画する情報化計画を策定するとともに、行政運営の効率化と質の高い行政サービスを提供し、市民が便益を実感できる電子自治体の構築を推進。平成21年9月1日設置。
- 出先施設を含む庁内ネットワークを利用した内部情報系システムの有効利用により職員間の情報共有を推進。
グループウェア……掲示板、ファイルライブラリー等による職員への情報提供、
庁用車管理、会議室予約等による施設管理の一元化
電子決裁システム……決裁状況照会等による決裁ルート及び決裁情報の共有
文書管理システム……公文書等の管理一元化を図り、課単位で文書情報を共有
財務会計システム……予算管理を一元化し、執行状況等課単位での情報共有
- 平成20年度から建設工事について、一般競争入札を本格実施。
平成21年度から業務委託・物品購入について一般競争入札を本格実施。

(7) 市議会の自主的な取り組み

- 平成22年3月31日、「匝瑳市議会議員定数条例」制定。
→ 平成22年11月以降の議員定数24人→20人(▲4人)

平成22年度削減額 1,146万円(※)

※削減額は、平成22年11月から平成23年3月までの議員報酬等4人分

4 今後の行政改革

匝瑳市における平成21年度の財政状況は、地方交付税や臨時財政対策債が増加し、人件費や公債費が減少したことから、経常収支比率が88.4%と、平成18年策定の匝瑳市行政改革大綱で掲げた目標値90%以下を達成し、財政調整基金も7億円超に積み上がるなど、好転の兆しが見られるところです。

しかしながら、歳入面では、市税が平成20年度と比べ1億9千万円減少し、さらに平成23年度においても減少が見込まれ、歳出面においては、国民健康保険特別会計や病院事業会計の財源不足の補てん、学校教育施設整備事業の実施に伴う歳出増が見込まれる状況となっています。

また、本市では、合併後10か年経過後の平成28年度から合併算定替による地方交付税及び臨時財政対策債が5か年にかけて段階的に減少し、最終的に、現在より6億円以上もの交付税等が減少することが見込まれていることから、より一層、全職員が危機意識を持ち経営的な視点に立った行政改革への取組みが求められます。

このため、平成23年度においては、完結した改革項目等を除き、原則としてこれまでの行政改革大綱の推進項目を継承し、その達成に向けて取り組んでいくものとし、「匝瑳市行政改革大綱（平成23年度版）」をここに定め、その推進を図っていくものとしします。

また、同年度には、これまでの行政改革の成果や残された課題の検証を行い、平成24年度からの匝瑳市総合計画中期基本計画の初年度と時を同じくする次期行政改革大綱の策定に取り組んでいくものとしします。

そして、さらに改善すべきところは改善し、常に効率的な事務運営を実践していくことで歳出の削減を図り、財源の確保に努めるとともに、市民に対する心の通った質の高い行政サービスを提供し、将来にわたって持続可能で安定した行政組織の構築に向けて努力していくものとしします。

<財政力指数及び経常収支比率>

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
財政力指数	0.52	0.54	0.55	0.54
経常収支比率	94.9%	94.9%	93.5%	88.4%

5 平成23年度における行政改革の推進

平成23年度において推進する改革項目は、①定員管理及び給与の適正化並びに組織機構の見直し、②事務事業の見直し等、③民間委託等の推進、④第三セクター等の見直し、⑤財政の健全化、⑥市民参加による開かれた行政の推進といった6つの分野における43項目とし、その達成に向けて推進するものとします。

<改革項目一覧表>

①定員管理及び給与の適正化並びに組織機構の見直し（10項目）

	改革項目	担当課
1	定員管理の適正化	総務課
2	臨時職員・任期付職員等の活用	総務課
3	常勤特別職職員等の人件費の抑制（給料月額・期末手当の削減）	総務課
4	一般行政職職員の人件費の抑制（管理職手当（病院以外）の削減）	総務課
5	一般行政職職員の人件費の抑制（特殊勤務手当の見直し）	総務課
6	一般行政職職員の人件費の抑制（時間外手当の削減）	総務課
7	各種委員等の定数の削減及び報酬等の見直し	総務課
8	定員・給与等の状況の公表	総務課
9	人材育成の推進	総務課
10	組織機構の見直し	総務課

②事務事業の見直し等（3項目）

	改革項目	担当課
1	事務事業の見直し	企画課、総務課、財政課、各課
2	行政評価システムの導入	企画課
3	行政マネジメントシステムの構築	企画課

③民間委託等の推進（6項目）

	改革項目	担当課
1	民間委託等指針（仮称）の策定	企画課、総務課
2	学校給食センターへの民間活力の導入	学校教育課、給食室
3	市バス等の運転業務の全面委託	財政課
4	学校用務員の全面委託	学校教育課
5	公共サービスに関する官民競争入札等の導入の検討	総務課、各課
6	指定管理者制度の活用	総務課、各課

④第三セクター等の見直し（7項目）

	改革項目	担当課
1	第三セクターの経営状況の公表等	産業振興課
2	匝瑳市土地開発公社の解散の検討	財政課
3	基準外繰入金の抑制	市民病院
4	病院事業に係る管理職手当（医師を除く）の削減	市民病院
5	病院事業に係る時間外勤務手当（医師を除く）の削減	市民病院
6	病院事業会計制度の見直し	市民病院
7	国保匝瑳市民病院改革プランの推進	市民病院

⑤財政の健全化（10項目）

	改革項目	担当課
1	財政の健全化	財政課
2	市税等の確実な徴収、滞納額の削減等	税務課、各課
3	未利用市有地の適正価格による売却処分	財政課
4	使用料・手数料の改定、使用料の減免基準の見直し	財政課、各課
5	ホームページ等の広告利用	秘書課、財政課
6	補助金等の整理合理化	財政課
7	枠配分方式による予算編成	財政課
8	サマーレビューの実施	財政課
9	公会計の整備	財政課
10	市民への財政状況の情報提供	財政課

⑥市民参加による開かれた行政の推進（7項目）

	改革項目	担当課
1	公正の確保と透明性の向上	総務課
2	電子自治体の構築	企画課
3	庁内イントラシステムの拡充による職員の情報共有の推進	企画課
4	地域協働担当部門の決定及び地域協働担当部門による総合的な地域協働の推進	総務課、各課
5	地域協働を実践するための職員の意識改革	総務課、各課
6	民間との事業の共同実施等による協働の推進	各課
7	公共工事の入札・契約に係る情報公開の推進	財政課

<改革項目個別表（43項目）>

1 定員管理及び給与の適正化並びに組織機構の見直し（10項目）

改革項目	取組の内容												
① 定員管理の適正化 （総務課）	職員の定員管理の適正化により人件費の抑制を図る。 <p align="center">【H18～22行革大綱整理番号1-1】</p>												
② 臨時職員・任期付職員等の活用 （総務課）	真に必要とされる行政需要に対しては、原則として職員の配置転換により対処する。 しかし、一定の期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務については、業務量の増加が職員数の増加に繋がらないようにするため、任期付職員制度を活用する。 なお、臨時職員及び非常勤職員については、任期付職員制度の活用を図る観点から、その運用を見直し、位置づけを明確化する。 <p align="center">【H18～22行革大綱整理番号1-2】</p>												
③ 常勤特別職職員等の人件費の抑制（給料月額・期末手当の削減） （総務課）	常勤特別職職員等の給料月額及び期末手当を次のとおり減額する。 削減目標額：2,600千円 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>給料月額</th> <th>期末手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td align="center">▲10%</td> <td align="center">▲5%</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td align="center">▲5%</td> <td align="center">▲5%</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td align="center">▲5%</td> <td align="center">▲5%</td> </tr> </tbody> </table> <p align="center">【H18～22行革大綱整理番号1-3】</p>		給料月額	期末手当	市長	▲10%	▲5%	副市長	▲5%	▲5%	教育長	▲5%	▲5%
	給料月額	期末手当											
市長	▲10%	▲5%											
副市長	▲5%	▲5%											
教育長	▲5%	▲5%											
④ 一般行政職職員の人件費の抑制（管理職手当（病院以外）の削減） （総務課）	管理職手当（病院以外）を5%削減する。 削減目標額：1,300千円 <p align="center">【H18～22行革大綱整理番号1-5】</p>												

1 定員管理及び給与の適正化並びに組織機構の見直し（つづき）

改革項目	取組の内容
<p>⑤ 一般行政職職員の人件費の抑制（特殊勤務手当の見直し）</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>	<p>特殊勤務手当の支給対象の勤務が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務かどうかを見極め、見直しを図る。</p> <p>その上で、勤務形態の変化等により勤務の特殊性が薄れたものについては、当該手当の廃止又は支給対象者、対象勤務、金額の見直しを図る。</p> <p>目標額：支給額600千円以内</p> <p style="text-align: right;">【H18～22行革大綱整理番号1-6】</p>
<p>⑥ 一般行政職職員の人件費の抑制（時間外手当の削減）</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>	<p>人件費の抑制と職員の健康保持、公務能率の確保を図るため、時間外勤務の抑制に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ノー残業ダイの設定 2 所属長による事前命令及び実施内容の確認の徹底 3 時間外勤務削減計画の実施 4 「ずれ勤務制」の対象職場の拡大の検討 <p>市民団体に関する業務担当課、公民館、図書館等、業務の内容から通常の勤務時間外に業務を実施している部署への「ずれ勤務制」への導入の検討</p> <p>目標額：支給額40,000千円以内</p> <p style="text-align: right;">【H18～22行革大綱整理番号1-7】</p>

1 定員管理及び給与の適正化並びに組織機構の見直し（つづき）

改革項目	取組の内容
<p>⑦ 各種委員等の定数の削減及び報酬等の見直し</p> <p>(総務課)</p>	<p>各種委員会の委員等（附属機関の委員等で非常勤特別職の者等）の定数や報酬等について、当該委員会の存在意義を含め、見直しを行う。</p> <p>【H18～22行革大綱整理番号1-10】</p>
<p>⑧ 定員・給与等の状況の公表</p> <p>(総務課)</p>	<p>定員・給与等の状況を他団体との比較や全国的な指標を示すようにするなど、市民が理解しやすい工夫を講じ、広報紙・ホームページを通じて公表する。</p> <p>【公表事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 職員の任免及び職員数に関する状況 (イ) 職員の給与の状況 (ウ) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 (エ) 職員の分限及び懲戒処分の状況 (オ) 職員のサービスの状況 (カ) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況 (キ) 職員の福祉及び利益の保護の状況 (ク) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (ケ) 不利益処分に関する不服申立ての状況 (コ) その他市長が必要と認める事項 <p>【H18～22行革大綱整理番号1-11】</p>
<p>⑨ 人材育成の推進</p> <p>(総務課)</p>	<p>「匠瑳市人材育成計画」に基づき、職員の政策形成能力、法務能力等の業務遂行能力を高め、分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成する。</p> <p>【主な取り組み事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 経歴管理制度、複線型人事管理等の導入の検討 (イ) 自己申告制度の拡充 (ウ) 庁内公募制の導入の検討 (エ) 女性職員の登用 (オ) 人事異動の基本的な考え方の公表 (カ) 研修の多様化 <p>【H18～22行革大綱整理番号1-12】</p>

1 定員管理及び給与の適正化並びに組織機構の見直し（つづき）

改革項目	取組の内容
<p>⑩ 組織機構の見直し (総務課)</p>	<p>職員数の削減による市民サービスの低下を防ぎ、市民ニーズに対応できる柔軟な組織機構の構築に努めるとともに、組織のフラット化（班体制）の効果を十分に発揮できるようにその組織運用の理念を職員に周知徹底し、その効果を検証し、職員数の削減等の要因を考慮した組織機構の構築に努める。</p> <p style="text-align: center;">【H18～22行革大綱整理番号1-13】</p>

2 事務事業の見直し等（3項目）

改革項目	取組の内容
<p>① 事務事業の見直し (企画課、総務課、財政課、各課)</p>	<p>事務事業の必要性及び実施主体の在り方について、事務事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた見直しを行うものとする。</p> <p>その結果を踏まえて、所期の目的を達成した事務事業や公共サービスとして行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができるものについては、事務事業の廃止、縮小等の見直しを図るものとする。</p> <p>【主な取り組み事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全ての事務事業の必要性及び実施主体の見直し 2 事務事業の廃止、縮小等 <p style="text-align: center;">【H18～22行革大綱整理番号2-1】</p>
<p>② 行政評価システムの導入 (企画課)</p>	<p>市民本位の良質な公共サービスを提供するため、行政の執行体制である政策、施策、事務事業のそれぞれについて、予算に対する業績、成果を一定の基準・指標を用いて客観的に評価し、公表する行政評価システムを導入し、事務事業の合理化及び重点的な実施を図る。</p> <p>また、評価の主体に当たっては、職員による行政内部による評価のみならず、市民の視点から行政評価を行うため、市民による外部評価を実施する。</p> <p style="text-align: center;">【H18～22行革大綱整理番号2-6】</p>
<p>③ 行政マネジメントシステムの構築 (企画課)</p>	<p>計画策定 (Plan) →実施 (Do) →検証 (Check) →見直し (Action) のPDCAサイクルによる経営的な視点に立った行政運営を管理する行政マネジメントシステムを構築する。</p> <p style="text-align: center;">【H18～22行革大綱整理番号2-7】</p>

3 民間委託等の推進（6項目）

改革項目	取組の内容
① 民間委託等指針（仮称）の策定 （企画課、総務課）	<p>行政サービスの提供主体について、行政と民間の役割を見直し、「民間にできることは民間に」との考え方に立ち、簡素で効率的な行政運営を実現するため、また、民間委託、指定管理者制度、PFI等の民間活力の効果的な導入を推進するため、民間委託等の実施時期等を示した「民間委託等指針（仮称）」を策定する。</p> <p>なお、委託した事務事業について、行政として責任が果たせるよう、適切に評価及び管理を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">【H18～22行革大綱整理番号3-1】</p>
② 学校給食センターへの民間活力の導入 （学校教育課、給食室）	<ul style="list-style-type: none"> ・八日市場学校給食センターと野栄学校給食センターの統合時における民間活力の導入について検討する。 ・民間活力の導入による低廉かつ良質な学校給食の提供について検討する。 <p style="text-align: center;">【H18～22行革大綱整理番号3-2】</p>
③ 市バス等の運転業務の全面委託 （財政課）	<p>市バス等の運転業務について全面委託を推進する。</p> <p style="text-align: center;">【H18～22行革大綱整理番号3-3】</p>
④ 学校用務員の全面委託 （学校教育課）	<p>学校用務員について全面委託を推進する。</p> <p style="text-align: center;">【H18～22行革大綱整理番号3-4】</p>

3 民間委託等の推進（つづき）

改革項目	取組の内容
<p>⑤ 公共サービスに関する官民競争入札等の導入の検討 (総務課、各課)</p>	<p>1 「窓口6業務」の官民競争入札・民間競争入札の導入について検討する。</p> <p>2 官民競争入札・民間競争入札の対象となる公共サービスの順次拡大を図る。</p> <p>3 「透明性」、「中立性」及び「公正性」を確保するため、競争の導入に公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）に基づく条例による市の附属機関としての「官民競争入札等監理委員会（仮称）」の設置について検討する。</p> <p style="text-align: center;">【H18～22行革大綱整理番号3-5】</p>
<p>⑥ 指定管理者制度の活用 (総務課、各課)</p>	<p>既に指定管理者制度を導入している施設における指定管理者制度の推進を図るとともに、未導入の施設における指定管理者制度の導入の是非について検討を行う。</p> <p style="text-align: center;">【H18～22行革大綱整理番号3-6】</p>

4 第三セクター等の見直し（7項目）

改革項目	取組の内容
① 第三セクターの経営状況の公表等 （産業振興課）	ふれあいパーク八日市場有限会社の事業内容、経営状況、公的支援等の経営状況について、広報紙及びホームページでの公表を行う。 【H18～22行革大綱整理番号4-1】
② 匝瑳市土地開発公社の解散の検討 （財政課）	匝瑳市土地開発公社の保有する土地を匝瑳市へ売却した上で、公社の解散について検討を進める。 【H18～22行革大綱整理番号4-2】
③ 基準外繰入金の抑制 （市民病院）	一般会計から病院会計への基準外繰り入れについて、極力抑えるものとする。 【H18～22行革大綱整理番号4-5】
④ 病院事業に係る管理職手当（医師を除く）の削減 （市民病院）	病院事業に係る管理職手当（医師を除く。）を5%削減する。 <u>削減目標額</u> ：200千円 【H18～22行革大綱整理番号4-6】
⑤ 病院事業に係る時間外勤務手当（医師を除く）の削減 （市民病院）	病院事業に係る人件費の抑制と職員の健康保持、公務能率の確保を図るため、同事業の一般行政職職員及び医療職職員（医師を除く。）の時間外勤務の抑制に努める。 <u>目標額</u> ：支給額10,000千円以内 【H18～22行革大綱整理番号4-8】

4 第三セクター等の見直し（つづき）

改革項目	取組の内容
⑥ 病院事業会計制度の見直し （市民病院）	企業会計基準との整合性を図るために見直される地方公営企業会計制度に併せて、病院事業会計規則を改正し、病院事業会計における透明性の向上と自己責任の拡大を図る。平成23年度はそのための研究を行う。 <div style="text-align: right;">【新規】</div>
⑦ 国保匝瑳市民病院改革プランの推進 （市民病院）	病院改革プランの数値目標及び具体的な取組事項について推進する。 <div style="text-align: right;">【新規】</div>

5 財政の健全化（10項目）

改革項目	取組の内容
① 財政の健全化 （財政課）	歳出全般の効率化と予算配分の重点化を図る。 【H18～22行革大綱整理番号5-1】
② 市税等の確実な徴収、滞納額の削減等 （税務課、各課）	市税の確実な徴収に努めるとともに、市民負担の公平性の確保の観点から、滞納額の削減に努める。 同様に、使用料、保育料、給食費等についても各課の連携の強化等により、確実な収納に努め、滞納額の削減に努める。 【H18～22行革大綱整理番号5-2】
③ 未利用市有地の適正価格による売却処分 （財政課）	未利用市有地の売却を行い、自主財源の確保に努める。 【H18～22行革大綱整理番号5-3】
④ 使用料・手数料の改定、使用料の減免基準の見直し （財政課、各課）	受益者負担の原則を徹底し、手数料・使用料の見直し、負担の適正化を積極的に行うなど、自主財源の確保に努める。 【H18～22行革大綱整理番号5-4】
⑤ ホームページ等の広告利用 （秘書課、財政課）	経費の削減には、自ずと限界があることから、安定した行政運営を行うため、ホームページや広報紙への広告利用を促進し、自主財源の確保に努める。 【H18～22行革大綱整理番号5-5】
⑥ 補助金等の整理合理化 （財政課）	行政の役割分担の明確化、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、終期の設定、補助金額の削減などの見直しを図る。 【H18～22行革大綱整理番号5-6】

5 財政の健全化（つづき）

改革項目	取組の内容
⑦ 枠配分方式による予算編成 (財政課)	<p>事業担当課が自らの権限と責任で予算を編成する枠配分方式を推進し、より効率的かつ効果的な行政運営を図る。</p> <p style="text-align: center;">【H18～22行革大綱整理番号5-7】</p>
⑧ サマーレビューの実施 (財政課)	<p>行政需要の変化等に対応するため、予算編成に向けて事業の見直しや予算の洗い直しを行う。</p> <p style="text-align: center;">【H18～22行革大綱整理番号5-8】</p>
⑨ 公会計の整備 (財政課)	<p>公会計に、原則として国の基準に準拠した発生主義の活用及び複式簿記の考え方を導入し、公会計の整備を推進する。</p> <p>また、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の整備又は作成に必要な情報の開示を行う。</p> <p style="text-align: center;">【H18～22行革大綱整理番号5-9】</p>
⑩ 市民への財政状況の情報提供 (財政課)	<p>市民への財政状況に係る説明責任を向上させるため、歳入歳出の状況や各種の財政指標などの一般的なデータのほか、バランスシート等も含め、ホームページ等により積極的な公表を行う。</p> <p style="text-align: center;">【H18～22行革大綱整理番号5-10】</p>

6 市民参加による開かれた行政の推進（7項目）

改革項目	取組の内容
<p>① 公正の確保と透明性の向上 (総務課)</p>	<p>公正で開かれた市政と市民の市政への参加を促進するため、情報提供に努める。 また、行政手続の透明性の向上を図り、市民の意思が市政に反映されるようパブリック・コメントを推進する。</p> <p style="text-align: right;">【H18～22行革大綱整理番号6-1】</p>
<p>② 電子自治体の構築 (企画課)</p>	<p>本市における情報化の推進と情報セキュリティ対策に関し総合的かつ計画的に推進するため、行政と地域の情報化を総合的に計画する情報化計画を策定するとともに、電子申請の導入検討、「オンライン利用促進対象手続」のオンライン化及び利用促進に努め、行政運営の効率化と質の高い行政サービスを提供し、市民が便益を実感できる電子自治体の構築を推進する。</p> <p style="text-align: right;">【H18～22行革大綱整理番号6-2】 【H18～22行革大綱整理番号6-3】</p>
<p>③ 庁内イントラシステムの拡充による職員の情報共有の推進 (企画課)</p>	<p>出先施設を含む庁内ネットワークを利用した内部情報系システムの有効利用により職員間の情報共有を推進する。</p> <p style="text-align: right;">【H18～22行革大綱整理番号6-4】</p>
<p>④ 地域協働担当部門の決定及び地域協働担当部門による総合的な地域協働の推進 (総務課、各課)</p>	<p>地域協働に関する施策の企画、総合調整等を行うための地域協働担当部門を決定し、総合的に地域協働を推進する。</p> <p style="text-align: right;">【H18～22行革大綱整理番号6-5】</p>

6 市民参加による開かれた行政の推進（つづき）

改革項目	取組の内容
⑤ 地域協働を実践するための 職員の意識改革 (総務課)	地域協働を実践するための基本である職員の意識を 改革し、地域協働の環境づくりを推進する。 【H18～22行革大綱整理番号6-6】
⑥ 民間との事業の共同実施等 による協働の推進 (各課)	行政と民間の役割を見直し、「民間にできることは 民間に」との考え方に立ち、民間と協働を推進してい くものとする。 市と民間との間で協働に対する目的を共有した上 で、民間との事業の共同実施、民間への委託、民間へ の補助、民間との共催、市の施設設備の提供等のさま ざまな手法により協働を推進する。 【H18～22行革大綱整理番号6-7】
⑦ 公共工事の入札・契約に係 る情報公開の推進 (財政課)	公共工事の入札・契約に対する市民の信頼を確保す るため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に 関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化 を図るための措置に関する指針」に基づき、公共工事 の入札・契約について、情報の公開をはじめとする更 なる適正化に取り組むものとする。 【H18～22行革大綱整理番号6-8】